



財団法人 地球産業文化研究所 http://www.gispri.or.jp Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

Vol.12 No. 436

2009年10月7日(水)

AWG-LCA7及びAWG-KP9ハイライト

2009年10月6日 火曜日

火曜日は終日、各種のコンタクトグループや非公式折衝が行われ、 AWG-LCAの下では、適応、 緩和、 資金、 技術、共有ビジョン、AWG-KPの下では、附属書I国の排出削減や、その他の問題が検討された。

AWG-LCA コンタクトグループ及び非公式折衝

緩和 (BAPサブパラグラフ 1(b)(ii)): 進行役のMukahanana-Sangarweは、途上国の緩和に関するノン・ペーパーの更なるとりまとめについて、締約国のコメントを求めた。

EUは、米国、 カナダ、ニュージーランドの支持を得て、資金に関するコンタクトグループにおいて、融 資に関する資金源と原則のパラグラフについて議論することを提案した。一方、フィリピンは、エジプト、 イ ンド、 南アフリカ、 ブラジル、 バルバドス、 中国、その他の途上国の支持を得て、資金・技術移転を通 じたNAMAsの支援はBAP1(b)(ii)に関する小グループで議論すべきであると主張し、反対を唱えた。

米国は、カナダとともに、NAMAsに関して、計画や戦略の部分を定義とスコープに関する部分の後ろに 移動させることを提案し、カナダがNAMAsの骨組みを定めるための計画および戦略について明確にした。 バルバドスは、 NAMAsと計画・戦略ついて、前者は後者の一部だがその逆は言えないとして、その区分け を保持することを提案した。統合テキスト付きの2つ目のノン・ペーパーは水曜日に提供される予定である。

緩和 (BAPサブパラグラフ 1(b)(iii)): 午前のコンタクトグループでは、進行役 La Viñaが、セーフガード に関する各項目に特化した3つの草案グループを提案した: 利害関係者の参加(座長:パラグアイ、オース トラリア;環境面のセーフガード(座長:インドネシア、カナダ);ガバナンス(座長:EU、ガイアナ)。ガ イアナ、パラグアイ、パプアニューギニアは、永続性とリーケージを取り上げる必要性を強調し、オースト ラリアとともに、環境面のセーフガードを本文に織り込むべきだと指摘した。インドは、「持続可能な森林経 営」という用語を使って、環境十全性を担保するよう呼びかけた。スイスは、環境十全性グループの立場か ら、タイとともに、文中の要素ごとのつながりに関する用語面の弱さを指摘した。EUは、報告上の要求事項 を強調した。

ッバル、ニュージーランドは、セーフガードに関する柱書きの中で、先進国と途上国の役割を定義する必要があると指摘した。ツバルは、事前のインフォームド・コンセントに関する規定を強調し、ソロモン諸島とともに、生物多様性について考慮する必要があると強調した。ガボンは、「完全な事前の同意」について





財団法人 地球産業文化研究所 http://www.gispri.or.jp Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

の不安を表明した。 ボリビアは、マレーシア、 インドネシア、コロンビアとともに、各国の法律とテキストの整合性を図らなければならないと強調した。タンザニアは、社会面のセーフガードは、森林と地方のコミュニティーの持続可能な開発の権利を反映すべきだと述べた。中国は、各国の森林計画の目標との一貫性を図るよう求めた。

ノルウェーは、適格性要件をどこに配置するのが最善かを検討するよう求めた。ノルウェー、シンガポー ルは、国家主権に挑むことなく、ガバナンス問題について幅広く焦点をあてるよう求めた。ブラジルは、タ イ、リベリア、バングラデシュとともに、迅速で簡素なREDDの構築を求めた。ブラジルは、中国、 パプア ニューギニア、パラグアイの支持を得て、3段階アプローチを強調し、REDDを柔軟性メカニズムとリンクさ せる用語の使用を避けたテキストを提案した。 ブラジルは、メカニズムに関するこうした議論は第3段階ま で回避すべきだと述べた。フィリピンは、セーフガードに関するステートメントは一般的な原則とすべきで あり、実施のための義務事項とすべきではないと述べた。

午後からは、小グループで非公式折衝が行われた。 社会面のセーフガードに議論が集中し、文中の先住 民と地元のコミュニティーに係わる懸念を反映させることが重要と殆どの締約国が強調していた。数カ国が、 「利害関係者の完全かつ効果的な参画」についての文言への支持を表明したが、「完全な事前のインフォーム ド・コンセント」の必要性については意見が分かれた。また、原則論と作業テキストのどちらを記載しよう としているのかも議論された。一部の締約国は、社会面のセーフガードに関する具体的なテキストを提案し、 多くの締約国が、数多くの提案にふさわしい文言が書かれていたと強調した。

緩和 (BAPサブバラグラフ 1(b)(v)): 市場を含めた、緩和行動の費用対効果を上げるための様々なアプロ ーチに関するノン・ペーパー、テキストをさらに絞り込み、纏めるためのアプローチについての議論が行わ れた。

ベネズエラは、「テキストの99%」が市場メカニズムに関する先進国の諸提案を反映していると強調し、テ キスト に途上国の諸提案をもっと反映すべきであると述べた。南アフリカは、中国とインド、ベネズエラ と シンガポールとともに、 BAPに関するこのサブパラグラフが 市場だけではなく「種々のアプローチ」につ いて取り上げていると強調した。エジプトは、2週間以内となった残りの交渉時間に留意し、COP 15に続く 議論のための一般原則を明らかにするよう提案した。また、市場メカニズムは、緩和行動のための公的資金 を補完するべきであると強調した。ツバルは、オフセット・メカニズムは新たに創設すべきではないと強調 した。

ベネズエラは、途上国の意見を反映するためにノン・ペーパーの再構成と、京都議定書に基づく既存の柔 軟性メカニズムを取り上げたテキストの削除を提案した。AWG-KPは別個のプロセスであると強調しながら、 ツバル、 サウジアラビア、 中国、 インド、 南アフリカ、 アンゴラ、 シンガポール、 チリ、その他多く の非附属書I国は、京都議定書のメカニズムはAWG-LCAで議論すべきではないと強く主張した。 いくつか の非附属書I国も、提案された新メカニズムに集中する方が良いとの意見を示した。

日本、 オーストラリア、 ニュージーランドをはじめとする国々は、新メカニズムの提案を検討すること





財団法人 地球産業文化研究所 http://www.gispri.or.jp Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

を支持し、既存メカニズムの議論の重要性についても強調した。日本は、京都議定書に基づく既存のメカニ ズムに関連した自国の提案のテキストを残す必要があると指摘した。米国は、「京都議定書の運命に関してど のコペンハーゲンの構成になるか」不透明であると述べ、そうした不透明性については「COPは、この合意 に基づくCDMの適用性を有効にするために必要な決定を下す」という文言を追加することで対処するよう示 唆した。アルジェリアは、CDMを利用したい国々は京都議定書を批准できることを指摘した。

EUは、「京都議定書から踏み出さずに」、それに立脚することが目的であると明言し、コペンハーゲンで期 待される成果は、次のような:法的拘束力を伴うQELROs;京都議定書5条、7条、8条と整合性のとれた堅固 な報告;強力な遵守;柔軟性メカニズムを含めた、京都議定書の主要な要素を盛り込んだ統合的な法律文書で あると説明した。また、その目的は、全ての締約国のための法的拘束力をもった枠組みの強化;CDMの維 持;費用対効果の高い緩和に途上国を参加させるための自主的なツールとしての新たな市場メカニズムの統 合にあると述べた。また、EU、韓国、ニュージーランド等の努力に留意し、これらの国々の新たなメカニ ズムに関する提案を一本化し、簡潔なテキストを提供することを目指すと述べた。

ブラジルは、自国にとって、京都議定書の継続は「コペンハーゲンの成果の重要な側面」であるとし、京 都議定書の特定の要素を選択することは、体制全体を弱めることになると指摘した。サウジアラビアは、ア ルジェリア、 中国、オマーンとともに、京都議定書の「いいとこ取り」をし「議定書を殺すこと」に反対し た。

チリは、既存のメカニズムと新たなメカニズムとの間の制度的な連係を図り、経験の共有を実現する必要 があると指摘した。中国は、テキストでは技術や温室効果ガスを選別すべきではないと述べた。メキシコは、 メカニズムの自主的な性質と環境十全性に関するコンセプトを盛り込むことを提案した。

進行役のFloresは、京都議定書に関するテキストを削除するための合意はないが、テキストについては小 グループでは議論しない旨を伝えた。さらに、議論では、引き続き、新たな市場メカニズムのための諸提案 に特化すると述べた。

資金: Machado副議長は、締約国に制度的なアレンジの検討を続けるよう求めた。

フィリピンは、 G-77/中国の立場から、先進国からの査定済分担金方式の資金源に関する提案はグループ の経験に基づくものであると説明した。 UNFCCC以外の既存の機関を通じて提供された資金は、不適切な ものであったとし、バングラデシュとともに、先進国の資金的な約束履行状況をモニタリングするための遵 守メカニズムが必要であると強調した。

アルゼンチンは、UNFCCCの下に適応基金と緩和基金を設置するとの提案について説明し、これらの基金 をCOPが監督する2つの執行機関(適応のための資金・技術の機関;緩和のための資金・技術の機関)が管理 することを提案した。また、その執行機関には、技術パネルが補佐にあたると述べた。 インドは、UNFCCC 11条(資金メカニズム)の下に新たな資金メカニズムを設立することを提案した。資金メカニズムを経た資金 のみが附属書IIの締約国の資金の義務履行としてカウントされると述べた。 バルバドスは、 AOSISの立場か ら、自らの提案は議定書の適応基金と一貫性があり、損失被害や保険といった追加的な要素に対しても資金



財団法人 地球産業文化研究所 http://www.gispri.or.jp Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

を出すものであると説明した。バングラデシュは、国内に1億米ドルの気候変動信託基金を設置したと強調した。

日本は、重複を避けるために、UNFCCCと議定書の下にある既存の基金の役割と業務について再検討する 必要があるとし、新たな官僚機構の設立に警戒感を示した。米国は、世界気候基金に関する自らの提案の中 で想定されているのは、新たな協定(アレンジ)であり、新組織の創設ではないと明言した。

ウガンダ、LDCsの立場から、現行の制度の対応を改善し、限られた資金の中で費用を抑えることに焦点 をあてるべきだと主張した。また、緩和、 適応、 技術、キャパシティビルディングのための個別窓口を備 えた単一の基金の方が良いとの考えも示した。遵守については、2段階方式の遵守体制、すなわち第1ステッ プで不履行者のリストを作成・公表し、次のステップで罰則を科すという「氏名を公表して、面目を失わす」 メカニズムを提唱した。

EUは、今後の検討では、以下の課題、すなわち、支払い能力と排出責任に基づく分担金の基準; 分担金 査定の必要性; 資金の受取人の定義; 送金手段の決定があると特定した。カナダは、すべての資金供与活動を どの程度、単一組織に集中できるのか議論を進める必要があるとし、「大きければ、費用抑制や効率化につな がる」との仮説に警告を発した。また、幅広い代表と参加を確保するよう呼びかけた。さらに、国家主導の プロセスと、UNFCCC以外からの融資をUNFCCCに基づく先進国の約束履行に向けてカウントすることを妨 げている一部締約国のポジションが対立していると注意を喚起した。

適応: コンタクトグループでは、ノン・ペーパーの目的、スコープ、基本理念の議論に集中した。

モルジブは、 G-77/中国の立場から、途上国の適応行動はUNFCCCの下での義務に従って先進国の支援を 受けるべきだと強調した。また、バングラデシュ(LDCsの立場)、 クック諸島(AOSISの立場)、 タンザニ ア(アフリカン・グループ)及び、ブラジルが、特に"共通だが差異ある責任"と"国家主導性"等の諸原 則に基づいて行動すべきだと述べた。

LDCsは、適応を開発の中に統合させるとの言及は、「統合しすぎ」であり、独立型の行動の価値を損ねる との懸念を示した。AOSISは、途上国、とりわけSIDS、 LDCs、アフリカ諸国などの緊急で差し迫ったニー ズに対応することが目的であると指摘した。また、講じられるべき行動の性質や、行動の支援方法、損害・ 被害への対応メカニズムは、スコープの一部として捉える必要があると強調した。アフリカン・グループは、 テキスト全体の脆弱な 途上国の定義を一貫させる必要があると指摘した。サウジアラビアは、対応措置の影響に関する文言の保持を求めた。

EUは、最も脆弱な 途上国に焦点をあてるべきだとし、対応措置の影響や歴史的な排出量に関する文言に 反対した。ブラジルは、参加原則を盛り込む必要があると指摘し、開発の中に適応を統合させることには賛 否両論があると述べた。

技術: Kumarsingh共同議長は、さらに明確さが求められる問題に専念することを提案した。これらの 議論を踏まえて、共同議長が金曜までに簡略化した 「交渉可能な」テキストを作成し、バルセロナで テキストに関する交渉をスタートできるようにすると伝えた。いくつかの締約国が共同議長の提案を支





持した。カナダは、オーストラリアの支持を得て、決定を行う前の木曜に実績調査会合を開催することを を提案した。その後、共同議長のノン・ペーパーに関する議論が続けられた。

米国は、オーストラリアの支持を得て、テキストの運用面のセクションに特化する必要があると強調 した。米国は、 運用面のテキストは各国の行動と共同での行動を重点的に取り上げるべきだと言い添 えた。ウガンダは、テキストが緩和および適応技術の移転に向けた明確な行動に特化するべきだと主張 し、即時実行可能な行動と将来的に可能な行動を区別することと、こうした行動の実施手段の検証を提 案した。コロンビアは、緩和および適応技術をバランス良く取り扱うよう求め、現在のテキストの中の 適応技術の取扱いが不適切であると主張した。さらに、ガーナとともに、技術移転のためのインセンテ ィブについて議論する必要があると強調した。バングラデシュは、必要な制度アレンジとともに、技術 移転のための強力な資金面のアレンジを確立することを提案した。

カナダは、以下の議論を提案した。すなわち、国別・国際レベルで講じるべき行動;地域別アプロー チ;活動計画やニーズ評価、ロードマップなどを実行可能にするためのツール群である。EUは、技術 移転を促進するための国別・国際レベルの行動とこれらの支援策が、議論の中心となると述べた。 フィリピンは、G-77/中国の立場から、グループのマンデートは「完全かつ持続的で効果的な条約の実施」 特に条約の4.1(c)条および 4.5条 (技術移転)について検討することにあるとし、この命題から逸脱するこ とがないように求めた。また、テキスト再編成の方策について数力国から提案があがり、オーストラリ アは共同議長がそうした構成案をとりまとめた文書を作成するよう提案した。

AWG-KP コンタクトグループ及び 非公式折衝

附属書I国の排出削減:附属書I締約国の排出削減のためにCDMがもつ意味合いに関する議論が続けら れた。 中国は、インド等とともに、"強力で堅調な炭素価格"のためには、第2約束期間における附属 書I国の大幅な排出削減が重要であると強調した。インドは、提案された 新たなメカニズムは安価なク レジットを"市場に氾濫させる"と警告した。南アフリカは、炭素価格を上げるためには市場での稀少 性が必要であると強調した。セネガルは、炭素市場を投資のインセンティブとして機能させるべきだと 強調した。

中国は、オフセットの"主流化"を回避するため補足性のコンセプトを定義する必要があると指摘し、 具体的な数値については今後の議論を待つことになるが、50%未満にすべきであると述べた。インドは、 オフセット活用に対する上限値は、歴史的責任や持続可能なライフスタイルといった附属書I国の状況次 第で増やすことができるようにすることを提案した。中国、 インド、ボリビアは、先進国の歴史的責 任について検討する必要があると強調した。





財団法人 地球産業文化研究所 http://www.gispri.or.jp Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

セネガルは、持続可能な開発、環境十全性、諸提案の意味合いを検討するよう求め、技術と社会経済 的な側面という観点から高い利益に焦点をあてるよう求めた。南アフリカは、提案された新たなメカニ ズムについて、ゼロサムゲームに陥らないような形で議論する必要があると指摘した。附属書I国には、 まず最低限の国内削減目標を設定し、その後、非附属書I国で達成した排出削減も含めた目標へと高める か、あるいはREDD-プラスやセクター別クレジットといった個別メカニズム向けに附属書I国のAAUの 割合を確保しておくことを提案した。さらに、LULUCFや附属書I国が約束した数値目標を下支えするオ フセットクレジットに関する前提条件を明確にする必要があると強調した。

いくつかの附属書I国が、柔軟性と費用効果の高い排出削減の必要性を指摘した。スイス、日本、カ ナダ 等の国々は、"補足性"のコンセプトを定量化する必要はないと強調した。 ノルウェー、ロシア、 ニュージーランド等の国々は、排出削減が行われる場所は大気とは無関係であると指摘した。EUは、補 足性と国内行動の重要性を認識しながら、オフセットを通じて獲得した排出削減量の決定に緩和ポテン シャルの役割が重要であると強調し、"市場にまかせること"が必要だと指摘した。カナダは、国内的 な政策決定事項であるとして、国際的なクレジット活用限度に反対を唱えた。 ニュージーランドは、 自国の状況と農業部門を含めた排出トレンドをめぐる不確実性を強調した。 ロシアは、余剰AAUは数 値の議論と関連がなく、第1約束期間の結果が分かった時点である、2013年以降に検討すべきテーマで あると述べた。Wollansky共同議長は、特に、オフセットの活用と補足性に関する意見が乱立している が、国内削減に関する意見の相違は、数値目標の中核となる問題であるためで、補足性の概念はさらに 追求していく必要があると述べた。

その他の問題 (柔軟性メカニズム): 午前には、その他の問題に関するグループの議論が柔軟性メカ ニズムに特化した非公式協議を開催した。排出量取引とプロジェクトベースのメカニズムに関する COP/MO決定書草案の要素についての提案内容をまとめた議長の新たなノン・ペーパーを土台に議論 が行われた。焦点となったのは、CDMに基づく標準化マルチプロジェクト・ベースラインの設定; CDM プロジェクトの地域分布およびアクセスの改善である。

標準化マルチプロジェクト・ベースラインの設定に関するテキストについて、標準化されたベースラ インを定義する提案に一部の締約国が反対した。他方、提案を支持した締約国もあったが、標準化ベー スラインの使用は任意である方が良いとの声があがった。一方、標準化ベースラインを義務づける方が 良いと表明した国々は、そうしたベースラインが各国、各地域の事情を考慮し、したがってCDMプロ ジェクト整備の障壁にはならないと明記すべきであるとの見解を伝えた。

CDMプロジェクトの地域分布およびアクセスの改善については、特定されたプロジェクト活動は「追加性要件を満たすことが前提である」と記載するテキストに対する反対意見が数カ国から出され、プロ





財団法人 地球産業文化研究所 http://www.gispri.or.jp Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

ジェクトの追加性は当然であると見なすことはできないとの理由が挙げられた。 また、地域的にバラ ンスのとれた割当量制度に関するテキストに反対があり、そうした制限はCDMの実行可能性に悪影響 を及ぼすとの指摘があった。

廊下にて

火曜日は多忙かつ、「熱くなる」一日であった。終日、両AWGの下で様々なコンタクトグループや非 公式折衝が行われた。また、コペンハーゲンに至るまでの各交渉に情報として提供される『2009年版 世 界エネルギー展望』速報特別抜粋版について国際エネルギー機関(IEA)が行ったテクニカル・プリーフ ィングには、多くの参加者が駆けつけた。IEAの説明会では、今日のエネルギー政策が継続すれば深刻 な気候変動の影響につながるという「厳しいメッセージ」が伝えられる一方で、気候変動を抑制し、未 来の低炭素社会をつくるための新たな機会の窓が強調されていた。IEAによると、エネルギー部門に金 融・経済危機は「相当な影響」を及ぼしたため、2009年のCO2排出量は減少すると予想され、「適切な 政策が速やかに実施されれば、IEAの450シナリオの実現に寄与しうる」とのことである。多くの参加者 は、これが楽観主義の原因であると見ていたが、「450 ppm が果たして妥当なラインなのか」と懸念す る声もあった。

午後からは、AWG-LCAのMachado副議長がバルセロナに向けた作業を整理するための非公式折衝 を開催した。うわさでは、コンタクトグループと非公式な会合で成り立っている現行の作業方式を続け るということで合意が成立したようだ。また、バルセロナ会合が5労働日だけしかない点を考慮し、ど うすれば各自の作業に集中し、主要問題を特定できるか意見が交わされた。しかし、会合のスケジュー ル調整と衝突回避について、いくつかの締約国から不安の声が聞かれた。

また、午後には、包括的な緩和グループの非公式折衝もAWG-LCAの下で行われ、全ての締約国によ る緩和行動のための枠組みに関して先進国の数カ国から出された提案が重点的に取り上げられた。この 会合は、悲喜こもごもの強い感情を参加者の間に引き起こした。一部の先進国の交渉官はほとんど興奮 した状況で、「ようやく議論の核心に進んでいる感触が得られた。難しい議論ではあるが、早めにこれ を議論した方がよい。」とする交渉官もあった。しかし、途上国の参加者にこうした熱狂は見られるこ とがなかった。それは、「象は一頭だけでなく、何頭もいる!と実感した。これらの提案の多くは、条 約に認められないことは明らかだ」というコメントに示される通りだ。

京都議定書の命運についての激しい議論も浮上し、コンタクトグループと非公式折衝の両方で終日行われた。各種アプローチに関するAWG-LCAの緩和サブグループについては、AWG-LCAの下で到達した合意にCDMを含めるという文言を導入するという米国提案について参加者が感想を述べていた。あ





財団法人 地球産業文化研究所 http://www.gispri.or.jp Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

る政府代表が「米国のCDMへの関心は明らかに歓迎すべきニュースだ」と語る一方で、「議定書について、ますます不安になってくる。」と述べ、「AWG-LCAでCDMの議論を始めれば、それはAWG-KPの 死を意味し、議定書の血で手を染めたくはない。」と語った。別の参加者は「多くの先進国は議定書を 終わらせるつもりのようだ」との見方を示した。

議定書の運命をめぐる先進国と途上国間の隔たりは、夕方からのAWG-KPでより明らかになった。そ れは、新たな合意の下に隠されていた、議定書の法的な意味合いについて討議するための小グループ会 合が開催されたときのことである。いくつかの途上国が、問題は法律ではなく政治だと強調し、将来的 に議定書が存在しなくなると暗示する一切の議論に反対する姿勢を見せた。ちなみに、途上国代表の数 名が、こうした意見を表明して会場を退出したと伝えられている。しかし、会場に残った参加者もあり、 議定書の未来のための法的シナリオに特化したテクニカルな議論が行われた。一方、会場から出てきた 先進国代表の数名の話では、会合は「建設的」で「有益」であったとのこと。とはいえ、途上国のある 締約国代表は「啓発されるが、恐ろしい内容だった」と言った。本日の議論を締めくくりとして、「コ ペンハーゲンでの成功を確実にするには、明らかに未だ大きな障壁があるが、願わくは克服できるもの であってほしい」が、「こればかりは、時間が経たなければ分からない」と 語った。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin (c) <<u>enb@lisd.org></u> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <u><pam@lisd.org></u>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <<u><kimo@lisd.org></u>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, and the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Government of Australia, the Austrial Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of ISD and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the